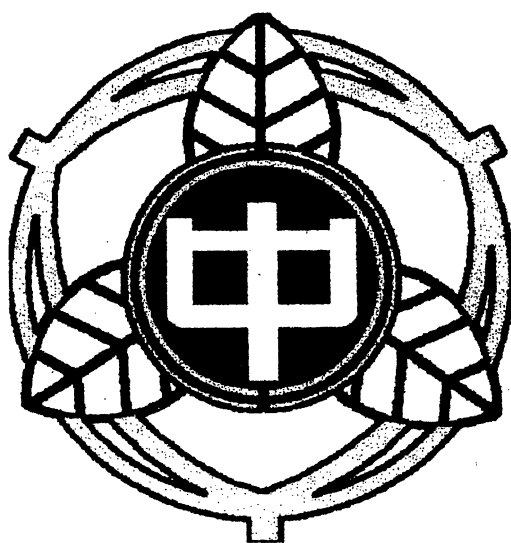


令和7年度 大谷中学校 部活動に係る活動方針



さいたま市立大谷中学校

令和7年4月

1 はじめに

部活動は、興味と関心をもつ同好の生徒が、部活動を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする活動であり、部活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するためには、部活動の教育的意義は大きく、個性の伸長や規範意識の高揚、異年齢での人間関係の構築等、大きな役割を果たしている。また、日頃の練習成果を大会やコンクール等で発揮することで、達成感や充実感、または悔しさなどを味わうことは、人間形成にとって重要な機会であるにとらえている。

さらに、大谷中学校の学校教育目標「自ら学ぶ 認め合う 大きな夢を持つ」を達成する大変意義ある教育活動の一つであると考える。

2 部活動の意義

《目的》

生徒の興味関心を基に、スポーツや文化、科学等に親しませ、諸活動への意欲の向上や連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力に資するもの。

《役割》

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い。生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現のために効果をもたらすことが期待される。

また、教員にとっても、生徒とコミュニケーションを図り、授業では見られない生徒の長所や特徴を発見したり、良好な人間関係を形成したりする場として有効に活用することができるなど、重要な役割を担っている。

3 部活動の活動方針

(1) 年間の活動計画の策定等

ア 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、活動方針及び上記アの活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員、部活動サポーターの配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるようにする。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員や部活動サポーター等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教員の部活動への関与について、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

オ 各顧問は必要に応じて保護者会等を実施し、部活動の運営等について協力と理解を得る。

4 活動日の適切な設定について

- ア 原則として、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- イ 長期休業中も、学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日及び年末年始は、休養期間とする。
- ウ 1日の活動時間は平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- エ 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、アの休養日数と同数以上になるように設定する。
- オ 休養日の設定に当たっては、保護者会等で十分な理解を得る。

5 部活動の活動計画（大谷中ガイドライン）

（1）部活動の数

次の部活動を設置する

野球、サッカー、陸上競技、男子バスケットボール、女子バスケットボール、男子バレーボール、女子バレーボール、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、卓球、剣道、美術、演劇、吹奏楽

（2）活動日時

ア 平日

- ・活動曜日 月・火・水・木・金（原則として1日以上 of 休養日を設定）
- ・活動時間

月	活動時間(完全下校時間)
4月～10月	～17:00 (延長17:30)
11月～2月	～17:00 (延長なし)
3月	～17:00 (延長17:30)

イ 休日

- ・活動日 土・日（原則としていずれか1日の休養日を設定）

ウ 長期休業日

- ・学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日及び年末年始は、休養期間とする。

エ 仮入部期間・大会前部活動延長について

- ・仮入部期間、30分間の活動時間延長を可能とする。
- ・大会要項のある中体連の大会、またはそれに準ずる大会の2週間前より、30分間の活動時間延長を可能とする。
- ・部活動停止期間中の大会前部活動延長は原則認めない。

オ 定期テスト前部活動停止について

- ・中間テスト・期末テスト1週間の日数前より、試験最終日まで部活動を停止とする。
- ・試験後1週間以内であり、大会要項のある中体連の大会、またはそれに準ずる大会のみ部活動停止期間中の活動の実施を認める。保護者の承認を得た生徒のみ活動を行う。